学　生　便　覧

２０２２年度

函館看護専門学校

学生々活のしるべ

建学の精神

創立者 **野又貞夫**

本学園は昭和13年創立され、開校以来、職業教育を通じて真の学問の道を授けようと努力しています。惟うに真の学問とは言うまでもなく、知・情・意を円満にして而かも高度に発展せしめることであります。昭和41年４月からは更に一貫教育の徹底化に乗り出し幼稚園を付設いたしました。

世には往々にして学校設置の目的を本校は何々に関する知識及び技能を授け、併せて徳性の涵養に努むるなどと言っているところもありますが、本校の建学の精神から申せば学問と徳性とは別々に考えるものでなく不離一体の関係にある。徳性の涵養を離れた学問はなく、学問とはあくまでも、知・情・意の総合的体得に外ならないのであります。

換言すれば学問とは信の一字につきる。信は真に通じ「かの天に斗あるが如く人は信を常となすべし」の古語にある通り天空の道しるべは斗である。即ち星であるが如く、人間生活の道標は実に信の一字に要約されている。こうした意味に於て、本学園訓の三カ条たる報恩感謝、常識涵養、実践躬行の終局的発展は真の学問追求を意味しているのです。

創立者の建学の精神はこうした意味の学問を通じて北海道総合開発の一端として地域教育の開拓に寄与し、男子も女子も一定の職業教育を授け、立派な専職を持つことそれ自身が常識涵養の範疇に包括され、飽くまでもコミュニテー・カレッジとしての理想の下に地域社会に貢献し得るような人材の養成にあります。

本学園沿革史にもある通り開校以来、大学としては商学部・商学科、男子及び女子の高校としては商業科、普通科を設け、短期大学としては食物栄養学科を持ち、保育士養成及び幼稚園教諭養成、歯科衛生士、看護婦・士養成並びに調理師養成の専修学校に至るまで、嘗っては自動車、理容、簿記など、地域教育に皆無であった職業教育、技能教育の普及向上に努めてきましたことも、偏に本学園建学の精神の具体的実践に外なりません。

願くは本学園に入学されんとする諸子は、宜しく本校の建学の精神の意のあるところを汲みとられ本校創立の開拓精神に合致する教養ある人間として、人類社会に貢献せられんことを心から念じて己みません。

学　園　訓

1．報恩感謝

四恩即ち、神仏の恩、父母の恩、師の恩、社会の恩に感謝しながら日常生活をすることこそ人間の幸福と言えよう。これを体得することは家庭教育の中心であり、仁の行ないであり、情の世界であり、真実の人生はここから生まれる。

2．常識涵養

常識とは健康なる判断力である。正邪、善悪の判断をわきまえて行動しさえすれば人間生活は悔いることはない。それには知識が前提となる。世の中の進歩と共に一定の知識を身につけなければ正確なる判断をすることが不可能とする。学校教育の目的もここにある。

3．実践躬行

人間は一定の職業を持って社会生活をしなければならない。自ら実際に践み行なわなければならない。依頼心は禁物である。これがためには大いなる勇気を要し、堅固な意志の強さがなければならない。他人に迷惑をかけず、自律の生活をする姿こそ貴賤の差なく美しいものである。社会教育の真髄はここにある。

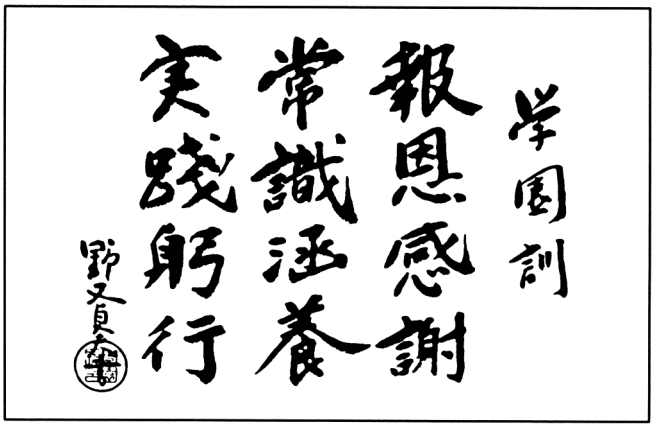

学　園　歌

作　詞　武　田　　勉
作　曲　恩　賀　寿　一

一　深緑薫る柏苑に　我が学舎（まなびや）は聳え立つ
希望に燃ゆる若人が　清く明るく溌剌と
集い睦みて諸共に　真理の道を進みゆく
我が学園に栄えあれ

二　仰ぐ北斗の星影は　高き理想のしるしなれ
まことの心養いて　強く正しく撓（たわ）みなく
集い睦みて諸共に　輝く文化築きゆく
我が学園に栄えあれ

三　朝霧ついて厳かに　自由の鐘は鳴り渡る
輝く伝統享けつぎて　永く久しく逞（たくま）しく
集い睦みて諸共に　躍進日本を創りゆく
我が学園に栄えあれ

函館看護専門学校の沿革

昭和30年４月１日	函館保母養成専門学院（夜間）設立認可
昭和32年１月１日	函館保母専門学院と改称
昭和41年２月１日	幼稚園教諭養成科設置認可
昭和43年７月14日	ＰＴＡ創立総会認可
昭和44年１月25日	校歌制定
昭和45年12月13日	校旗入魂式挙行
昭和47年４月１日	保母養成科修業年限３年に変更
昭和50年２月22日	第一部（昼間部）保母養成科設置認可
昭和50年10月19日	創立20周年記念式挙行
昭和51年２月７日	第一部保母養成科に幼稚園教諭養成科を含めて第一部保育科と改称
昭和51年10月５日	学園創立者・初代学院長野又貞夫先生逝去
昭和53年12月12日	新校舎落成記念式典挙行
昭和54年３月14日	専修学校専門課程として認可
昭和55年２月16日	歯科衛生士科設置認可
昭和55年７月27日	創立25周年記念式挙行
昭和60年７月28日	創立30周年記念式挙行
昭和63年４月１日	函館医療保育専門学校と改称
平成元年２月２日	看護婦科設置認可
平成２年４月１日	保育科第二部学生募集停止
平成２年７月29日	創立35周年・歯科衛生士科創立10周年記念式挙行
平成４年２月21日	看護婦科定員増認可（50名）
平成６年11月17日	増改築校舎落成
平成６年12月３日	新校舎（増改築）落成記念祝賀会
平成７年７月30日	創立40周年記念同窓会挙行
平成11年４月１日	看護婦科を看護科に改称、保育科・看護科を男女共学
平成12年７月29日	創立45周年記念同窓会挙行
平成17年７月30日	創立50周年記念式典・祝賀会挙行
平成22年４月１日	函館看護専門学校に校名変更

函館看護専門学校学則

第 1 章　　総　　則

（名　称）

第 1 条　本校は、函館看護専門学校と称する。

（目　的）

第 2 条　本校は、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）及び学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づき建学の精神にのっとり、看護師に必要な専門的知識 ・技術を修得させ、地域における保健医療福祉の向上に貢献できる職業人を育成することを目的とする。

（位　置）

第 3 条　本校は北海道函館市柏木町１番60号に位置する。

（課程、学科及び学生定員）

第 4 条　本校の課程、学科、学生定員は、次のとおりとする。

分　野	課　程	学　　科	昼夜の別	入学定員	総定員
医　　療	専門課程	看護科 （三年課程）	昼　間	４０人×３学年	１２０人

（修業年限）

第 5 条　修業年限は３年とする。

（在学年限）

第 6 条　本校の在学期間は、６年を超えることはできない。

（自己点検・自己評価）

第 7 条　本校は、学則第2条の目的を達成するため、教育水準の向上を図り、教育活動等について自ら点検及び評価を行いその結果を明らかにする。

2　自己点検・自己評価を行うにあたっては、学校運営会議で審議する。

第 2 章　学年・学期及び休業日

（学　年）

第 8 条　学年は、４月１日に始まり、翌年３月31日に終わる。

（学　期）

第 9 条　学年を次の2学期に分ける。

前期　４月１日から９月30日まで

後期　10月１日から翌年３月31日まで

（休業日）

第10条　休業日は、次のとおりとする。

一　土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年7月20日法律第178号）に規定する休日

二　学園創立記念日　　9月　19日

三　夏期休業日　　8月　1日から　　8月　25日まで

四　冬期休業日　　12月　20日から翌年　1月　16日まで

五　春期休業日　　3月　20日から　　3月　31日まで

但し、休業期間でも学科又は実習を課すことがある。

2　前項の規定にかかわらず、校長は臨時に休業日を設け、又は休業日を変更することができる。

第 3 章　入学及び転入学等

（入学の時期）

第11条　入学の時期は、学年の始めとする。

（入学資格）

第12条　本校に入学できる者は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第1項に定める者で入学試験に合格した者とする。

（転入学等）

第13条　他校への入学又は転入学を志願しようとする者は、校長の許可を受けなければならない。

（受験手続）

第14条　入学志願者は、様式1の入学志願票に所定の事項を記入して、次の書類及び別に定める入学検定料を添えて所定の期日までに校長に提出しなければならない。

1　調査書（出身高等学校長発行の調査書、社会人入試については、成績証明書又は卒業証明書に替えることができる）

2　推薦書（本校所定用紙：推薦入学志願者のみ提出）様式2

3　写　真

（入学者の選考）

第15条　入学を志願する者に対しては、学力検査、出身学校の調査書及び面接により選考を行う。

（入学等の手続き及び許可）

第16条　校長は入学試験に合格した者に対して入学の許可をする。

2　入学を許可された者は所定の期日までに入学金及び授業料等の学費を納付しなければならない。

3　入学を許可された者は本人の一切に関する責任を負う保証人連署の誓約書（様式３）及び戸籍事項届（様式４）を提出しなければならない。

第 4 章　　教育課程

（授業科目、単位数及び時間数）

第 17 条　本校における授業科目、単位数及び時間数は、別表Ⅰのとおりとする。

2　別表Ⅰにおける講義及び演習については15時間から30時間、実験、実習（臨地実習含む）及び実技については30時間から45時間、臨地実習については30時間から45時間をもって１単位とする。

（成績評価及び単位の認定）

第 18 条　単位修得の認定は、講義、実習等に必要な時間の取得状況と当該科目の評価により行う。

2　出席時数が授業時数の80％に達しない者は、その科目について評価を受ける資格を失う。

3　授業科目の評価は優（80点以上）、良（70点から79点）、可（60点から69点）及び不可（60点未満）とし、可以上を合格とする。

4　試験の成績評価が不合格であった場合は、審査のうえ学生を指定して当該科目の再試験を認めることができる。

5　不可抗力により試験を受験できなかった者に対しては、受験出来なかった事由を詳記の追試験願を提出し、校長の許可を受けた者に限り、これを認めるものとする。

（入学前の授業科目の履修等）

第 19 条　本校の入学前に、放送大学やその他の大学、若しくは高等専門学校又は歯科衛生士、診療放射線技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、臨床工学士、義肢装具士、救急救命士及び言語聴覚士の資格に係わる学校、若しくは養成所において、保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和26年文部省・厚生省令第1号）別表第3の2に規定されている教育内容と同一内容の科目を履修している者から、その単位の認定について申請があった場合には、履修した学習内容を評価し、本学校における教育内容に相当するものと認められる場合には、校長が総取得単位数の2分の1を超えない範囲で本校において履修したものと単位認定することができる。

2　本校の入学前に社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第40条第２項第１号の規定に該当する者で養成所に入学した者の単位の認定について単位認定申請書（様式５）の提出があった場合には、社会福祉介護福祉士学校職業能力開発校等養成施設指定規定（昭和26年厚生省令第50号）別表第４に定める基礎分野に限り既修の学習内容を評価し、本校における教育内容に相当するものと認められる場合には、校長は本校において履修したものと単位認定し単位認定書（様式６）を発行することができる。

第 5 章　欠席、休学、復学、退学及び転学

（欠　　席）

第 20 条　学生は病気その他やむを得ない理由により欠席しようとするときは、その理由を明らかにして連絡し、欠席届を提出しなければならない。

（休　　学）

第 21 条　学生は、病気のため引き続き１か月以上就学することができないとき、又はその他やむをえない理由により休学しようとするときは、休学願（様式７）を校長に提出し、その許可を得て休学することができる。（様式８）

2　校長は、病気その他の理由により就学することが適当でないと認められる者に対して本校運営会議の議を経て休学を命ずることができる。

3　休学期間は、引き続き１年を超えることができない。ただし、校長がやむを得ない理由があると認めた場合にはこの限りではない。

4　休学期間は、